

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）</p> <p>第十条 「略」</p> <p>2 前項第三号に規定する「親法人等」とは、他の法人等（令第十条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。第五十七条の四第一項及び第五十七条の四十を除き、以下同じ。）の意思決定機関（令第十条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。）を支配している法人等として次に掲げるもの（財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいい、前項に規定する「子法人等」とは、同項第三号に規定する親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及びその子法人等又は当該親法人等の子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該親法人等の子法人等とみなす。</p>	<p>（法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>2 前項第三号に規定する「親法人等」とは、他の法人等（令第十条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。第五十七条の二及び第五十七条の四十を除き、以下同じ。）の意思決定機関（令第十条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。）を支配している法人等として次に掲げるもの（財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいい、前項に規定する「子法人等」とは、同項第三号に規定する親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及びその子法人等又は当該親法人等の子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該親法人等の子法人等とみなす。</p>

「一〇三 略」

「3・4 略」

(専門子会社の業務等)

第三十四条 「略」

「2〇4 略」

5 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

「6〇13 略」

14 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

「一〇三 同上」

「3・4 同上」

(専門子会社の業務等)

第三十四条 「同上」

「2〇4 同上」

5 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

「6〇13 同上」

14 「同上」

一 「略」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

〔15～18 略〕

（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項）

第五十七条の二 法第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔号を削る。〕

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

〔15～18 同上〕

（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項）

第五十七条の二 「同上」

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議

「号を削る。」

一・二  
「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合に於ては、当該役員の名又は名称、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（第十条第二項に規定する「親法人等」をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。以下同じ。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三・四 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第九十二条の三第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている準用銀行法第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第一項第一号ロ(1)の場合において、準用銀行法第五十二条の三十

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 履歴書、住民票の抄本(外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十七条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。)又はこれに代わる書面及び第五十七条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 申請者(準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申

七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十七条の四 「同上」

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本(外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十七条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。)又はこれに代わる書面及び第五十七条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

れに代わる書面及び第五十七号の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

請書（同項の申請書をいう。次号ロにおいて同じ。）に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。（1）及び（2）並びに次号ニにおいて同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ニにおいて同じ。）

「号を削る。」

一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。イ及びロ、第五十七条の七並びに第五十七条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十七条の七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ロ 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあっては、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第五十七条の七及び第五十七条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十七条の七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（第十条第二項に規定する親法人等をいう。(3)において同じ。）（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（当該法人及び(1)に掲げる法人等を除く。）

「号を削る。」

「三〇十四 略」

2|| 前項第一号ニ(1)の場合において、個人が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（委託契約書の案の記載事項）

第五十七条の五 前条第一項第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

二の二|| 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名

に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

「三〇十四 同上」

「項を加える。」

（委託契約書の案の記載事項）

第五十七条の五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。



「一〇九 略」

2 前項の規定は、前条第一項第四号に規定する特定信用事業代理業再委託者と特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「特定信用事業代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、同項第五号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「所属組合」とあるのは「所属組合及び特定信用事業代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第五十七条の六 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第五十七条の四第一項第六号に規定する財産に関する調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項第一号において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。

「一・二 略」

2 次に掲げる者は、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属組合（当該個人が特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定

「一〇九 同上」

2 前項の規定は、前条第四号に規定する特定信用事業代理業再委託者と特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第三号及び第四号中「特定信用事業代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、同項第五号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「所属組合」とあるのは「所属組合及び特定信用事業代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第五十七条の六 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第五十七条の四第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

「一・二 同上」

2 「同上」

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属組合（当該個人が特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定

信用事業代理業を行う場合は、当該特定信用事業代理業再委託者を含む。)が特定信用事業代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「略」

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合(法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた同条第一項に規定する銀行等にあつては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。)とする。

一 「略」

二 第五十七条の四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があつた場合

三・四 「略」

2 特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(前項第三号に掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し)を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第二号に該当する場合の届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

信用事業代理業を行う場合は、当該特定信用事業代理業再委託者を含む。)が特定信用事業代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「同上」

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「同上」

「号を加える。」

二・三 「同上」

2 特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(前項第二号に掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し)を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

「項を加える。」

4 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〜五 略」

5 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

別表第一（第五十七条の九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
	[略]	
[項を削る。]		

3 第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〜五 同上」

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

別表第一（第五十七条の九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
	[同上]	
特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更		
一 新たに常務に従事することとなった場合 イ 当該他の法人の商号又は名称 ロ 主たる営業所等の所在地 ハ 業務の種類 ニ 特定信用事業代理業者が法人である場合は、新たに常務に従		理由書

<p>「項を削る。」</p>	
----------------	--

<p>特定信用事業代理業者である個人が総株主等の議決権の百分の五十を超え議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p>	
<p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称 二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地</p>	<p>事することとなつた役員の氏名 二 常務に従事しないこととなつた場合には、当該他の法人の商号又は名称 三 現在常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の内容に変更があつた場合には、当該変更の内容</p>
<p>理由書</p>	<p>四 変更年月日</p>

	<p>「項を削る。」</p>
--	----------------

<p>特定信用事業代理業者である法人の子法人等又は特定信用事業代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の変更</p>	
<p>三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称  四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容  五 変更年月日</p>	<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の商号又は名称  二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の主た</p>
<p>理由書</p>	

<p>「項を削る。」</p>	
----------------	--

<p>事業の変更          役員が行っている          業者である法人の          特定信用事業代理</p>	
<p>二 事業を廃止した          事業の種類</p>	<p>る営業所等の所在地          三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称          四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の業務の内容          五 変更年月日</p>
<p>理由書</p>	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[略]
	[同上]

- 場合には、廃止した事業の種類
- 三 事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容
- 四 変更年月日